

平成 27 年 7 月 吉日

(公社)愛知建築士会 支部長 様

(公社)愛知建築士会
建築展委員会・テーマ催事部会建築総合展 NAGOYA2015支部の発表. 発信建築士会コーナー参加のご案内

本年も 10 月 1 日(木)～3 日(土)の 3 日間「建築総合展 NAGOYA2015」を名古屋市中
中小企業振興会館 吹上ホールにおいて開催いたします。

建築士会の PR・会員勧誘に加え、本年は、支部の活動の発表、発信の場として
建築士会の催事コーナーをさらに充実したいと思っております。ご協力を全支部にお願
いし、ご案内申し上げます。

記

1. 名称 建築士会. 支部発表発信コーナー
2. 展示場所 建築総合展 NAGOYA2015 展示会場内(吹上ホール)建築士会コーナー
3. 展示期間 平成 27 年 10 月 1 日(木)～3 日(土)
4. 内容 支部の取り組み、活動の発表、
(22 支部全参加、御願いたします)
支部の例会、見学会、支部参加の地域貢献、街づくりなどの写真
支部の活動発表のパネル、各支部の PR になるもの。
・申込書に必要事項を記入の上、(公社)愛知建築士会事務局までご連絡下さい。
5. 締切 9 月 25 日(金)まで
6. 展示作品
・発表展示品は内容、数、大きさ等で制限させていただく事が有ります。
・展示品等は 9 月 30 日(水) 15:00～18:00 吹上会場に持参か、9 月 25 日(金)
までに建築士会事務局までお送りください。
・展示品の裏面には、支部名と応募者名を必ずご記入して下さい。

問合せ先 (公社)愛知建築士会事務局

TEL052-261-1451 FAX 052-261-0251

Eメールアドレス <mailto:tagawa@asanet.or.jp> 担当: 田川

建築総合展 NAGOYA2015

建築士会.支部発表発信コーナー申込書

申込者 (支部)

氏 名 (担当者)

連絡先 〒

電話

Fax

担当者携帯電話

内 容 (作品・形態・大きさ、発表、発信したいこと、等、内容を記入してください。)

国住指第 4892 号
平成 27 年 6 月 5 日

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の施行について（技術的助言）

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 27 年国土交通省告示第 670 号）が平成 27 年 5 月 25 日に別添のとおり公布され、同日に施行されることとなった。

については、下記事項に留意のうえ、この基準が業務報酬の合理的かつ適正な算定に資するよう、貴都道府県及び貴管内市町村の営繕担当部局等公共建築設計等の発注部局に対して周知徹底を図られたい。

また、貴管内の建築士事務所、発注者等に対して、関係団体を通じる等によってこの旨周知していただくよう併せてお願いします。

記

1 業務報酬基準の趣旨・目的

業務報酬の基準を定める目的は、業務報酬の合理的かつ適正な算定に資することにより、ひいては、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施の推進に資することである。

なお、この基準は、当事者間の契約に基づいて、個別の事情に応じた業務報酬の算定を行うことを妨げるものではない。

2 業務報酬算定方法

この基準は、業務報酬の算定基礎を明確にするため、業務の具体的な内容と数量的に対応する経費（業務経費）及び建築士事務所の業務経験や情報の蓄積等に基づいて発揮される技術力、創造力等の対価としての経費（技術料等経費）によって構成する方法を標準としている。

なお、この基準は、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督の業務又は建築物に関する調査若しくは鑑定を対象としており、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務は対象外である。

また、この基準は、個別の業務内容に対応して経費を算定することができる一般的な業務を前提とするものであり、極めて特殊な構造方法等を採用する場合等で、この算定方法が必ずしもなじまない場合においては、他の合理的な算定方法によることが適切である。

3 業務経費

業務経費は、人件費や物品購入費等の費用など業務を行ううえで必要となる経費であり、業務の具体的な内容と数量的に対応するものである。この基準では、耐震診断等に係る業務を実施するにあたって、溶接部の超音波探傷検査やコンクリート供試体の圧縮強度検査などの検査については、通常、第三者に委託して実施することを踏まえ、直接人件費とは別に、検査費の区分を設けている。

4 技術料等経費

技術料等経費は、建築士事務所の業務経験や情報の蓄積等に基づいて発揮される技術力、創造力等の対価であり、個別の事情に応じて、契約前に当事者間の協議を行い、定められるのが適切である。

5 直接人件費等に関する略算方法による算定

(1) 直接人件費等に関する略算方法

直接人件費又は直接経費及び間接経費の算定については、業務に従事する者の構成が複雑な場合、並行して他の業務に従事していて当該業務に従事する時間数を区分して算定することが困難な場合、当該業務に係る経費を他の業務に係る経費と区分して算定することが困難な場合等が多い実情にかんがみ、略算方法を示すこととした。

標準業務人・時間数は、実態調査に基づき、構造に応じて床面積の合計の値が別添二に記載されている建築物に係る標準業務人・時間数を定めるものであり、床面積の合計が、別添二に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあつては、調査対象外の規模であることから、略算方法によることができないものとしている。

なお、各建築士事務所において略算方法を用いる場合には、この基準で定める標準業務内容等を参考として、建築士事務所ごとに、直接人件費の算定については業務内容及び業務人・時間数表を、直接経費及び間接経費の算定についてはその合計と直接人件費との割合を、あらかじめ定めておく等の措置をとることが望ましい。

(2) 直接人件費

直接人件費については、設計等の業務の個別の実態にかかわらず、標準業務内容に対応する標準業務人・時間数に基づいて算定することができることとしたものである。標準業務内容のうち一部のみを行う場合や標準業務内容に含まれない

追加的な業務を行う場合は、標準業務人・時間数に一定の業務人・時間数を加減することにより、個別の建築物に係る業務人・時間数を算定することとしている。

(イ) 標準業務内容

標準業務は、既存の建築物の設計図書等耐震診断又は耐震改修に必要な情報が提示されている場合に、耐震診断に係る一般的な受託契約又は耐震改修に係る一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務である。なお、耐震改修に係る業務については、耐震診断を行った建築士事務所と同一の建築士事務所が行う場合を対象としているので留意が必要である。

(ロ) 標準業務人・時間数

標準業務人・時間数は、設計等の業務でその内容が標準業務内容であるものを行う場合に必要となる業務人・時間数を示すものである。なお、耐震改修に係る設計のうち「構造」以外のものなど、別添二に掲げる標準業務人・時間数によることができない場合は、別添一に掲げる標準業務内容に応じた業務人・時間数を建築士事務所ごとに別途算定することとしている。

(ハ) 標準業務内容に含まれない追加的な業務

標準業務に附随する標準外の業務については、別添三に掲げる業務内容のほか、成果図書以外の資料（別添一及び別添三に掲げるものを除く法令手続のための資料、竣工図等）の作成、第三者への説明など、建築主から特に依頼された業務を標準業務に附随して行う場合には、標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定することとしている。

これらの追加的な業務については、個別の事例において、契約前に当事者間の協議を行い、適切な合意を得た上で、その業務内容や報酬額について、契約等として明らかにしておくことが適切である。また、契約後に当初想定されなかった業務を建築主から依頼された場合にあっても、速やかに当事者間の協議を行い、予め適切な合意を得た上で、その業務内容や報酬額について明らかにしておくことが適切である。

6 その他

この基準の制定に伴い、建築士事務所の開設者が業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）について、耐震診断及び耐震改修に係る業務を対象から除くなど所要の改正を行っているため留意されたい。

また、建築士法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 92 号）による改正後の建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 3 の 4 の規定により、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならないところ、ここでいう国土交通大臣の定める報酬の基準にはこの基準も含まれることを念のため申し添える。

平成27年度

夏の安全なまちづくり県民運動実施要綱

《期間》

8月1日（土）から 8月10日（月）までの10日間

《目的》

夏本番、この時期は開放的な気分になりがちですが、周りには危険がひそんでいることを忘れてはいけません。

旅行などで家を留守にすることも多くなります。空き巣被害にあわないように戸締まりやツーロックなどを習慣化しましょう。

家庭では、子どもたちに守らせたい約束「**㊦** **㊧** **㊨** **㊩**」を徹底してください。女性が被害者となりやすいひったくりや性犯罪にも気をつけなければなりません。

県内では、今年は昨年以上に自動車の盗難が多く発生しています。ハンドル固定装置など複数の防犯対策をとると効果的です。

また、振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺の被害も後を絶ちません。留守番電話を活用し、犯人との会話を防ぎましょう。

犯罪被害にあわないためには、県民の皆様一人ひとりが、常日ごろから高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していくことが何より大切です。

そこで、夏の安全なまちづくり県民運動では、次の4項目を重点とし、県民総ぐるみで犯罪の抑止を図ってまいります。

《運動の重点》

- 住宅を対象とした侵入盗の防止 <年間取組事項>
- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 自動車盗の防止
- 特殊詐欺の被害防止

《年間スローガン》

3N（ない）運動

犯罪にあわない
犯罪を起こさせない
犯罪を見逃さない

《子どもたちに守らせたい約束》

- ㊦ いていかない
- ㊧ んなど、いつもいっしょ
- ㊨ ちんと知らせる
- ㊩ おごえで助けをよぶ
- ㊪ げる

愛知県安全なまちづくり推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民運動の趣旨を浸透させるとともに、各実施機関・団体の実状に応じた取組を自主的かつ積極的に推進します。

《浸透を図り、積極的に推進する取組》

○住宅を対象とした侵入盗の防止 <年間取組事項>

- ・短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- ・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・「CP 建物部品」でドア、窓、面格子を強化しましょう。
- ・留守がわからないように、新聞や郵便物、洗濯物を放置せず、夕方の外出時は門灯や室内灯をつけておきましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう地域ぐるみで、「あいさつ、声かけ運動」を展開しましょう。

○子どもと女性の犯罪被害防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- ・防犯ブザーや笛（ホイッスル）を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・女性の1人暮らしを悟られないようにしましょう。
- ・スマートフォン等を操作しながら歩くと、注意が散漫になるのでやめましょう。

○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロック」を徹底しましょう。
- ・照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。
- ・車両にはイモビライザや警報機、ハンドル固定装置、タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。

○特殊詐欺の被害防止

- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきりません）。
- ・お金の要求には、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送しない」を徹底しましょう。
- ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。
- ・落ち着いて話の要点をメモし、電話をきった後は家族や警察などに相談しましょう。
- ・電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。

8月は、「安全安心の輪運動」の強調月間です！



県内の全市町村から推薦していただいた推進地域の皆さんが、左に図示したステッカーを地域に掲げ、あいさつ・声かけ運動を推進し、アピールしていきます。

ドロボウが犯行をあきらめた理由で最も多いのは、「近所の住民に声をかけられた」です。

夏休み中の子ども会行事や地域行事等を活用して、地域の連帯を強め、文字通りの県民総ぐるみ運動となるよう盛り上げていきましょう。

本統計資料は暫定値です

全国犯罪発生状況（平成27年1月～5月）

都道府県名後ろの（ ）内は昨年同時期の順位

住宅対象侵入盗	
都道府県名	犯罪件数
愛知県(1)	1,993 件
東京都(3)	1,538 件
千葉県(2)	1,457 件
福岡県(4)	1,258 件
埼玉県(6)	1,240 件

性犯罪	
都道府県名	犯罪件数
大阪府(1)	480 件
東京都(2)	376 件
神奈川県(3)	219 件
福岡県(6)	193 件
埼玉県(4)	176 件
(7位 愛知県(5))	162 件)

自動車盗	
都道府県名	犯罪件数
愛知県(1)	1,101 件
茨城県(4)	865 件
大阪府(2)	725 件
千葉県(3)	560 件
神奈川県(5)	375 件

自転車盗	
都道府県名	犯罪件数
東京都(1)	18,790 件
大阪府(2)	14,125 件
埼玉県(3)	8,033 件
神奈川県(4)	6,199 件
千葉県(6)	5,592 件
(6位 愛知県(7))	5,100 件)

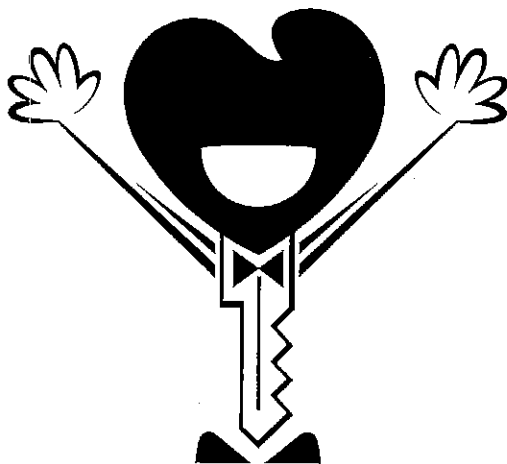
県内特殊詐欺の認知状況（平成27年1月～5月）

		認知件数	前年同期比	被害総額	【千円以下切捨】
特殊詐欺		407件	+221件	15億2,077万円	(前年9億8,445万円)
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	211件	+146件	6億4,536万円	(前年3億1,334万円)
	架空請求詐欺	100件	+50件	6億1,327万円	(前年3億2,217万円)
	融資保証金詐欺	14件	+2件	2,350万円	(前年 1,211万円)
	還付金等詐欺	56件	+36件	5,807万円	(前年 1,638万円)
振り込め詐欺以外		26件	-13件	1億8,056万円	(前年3億2,043万円)

【愛知県安全なまちづくり推進協議会委員】

愛知県知事	愛知県タクシー協会会長
愛知県警察本部長	名古屋タクシー協会会長
名古屋市長	一般社団法人愛知県生活衛生同業組合連合会会長
愛知県商店街振興組合連合会理事長	愛知県カラオケボックス協会会長
公益社団法人愛知県防犯協会連合会会長	一般社団法人中部経済連合会会長
愛知県教育委員会教育長	愛知県商工会議所連合会会長
名古屋市教育委員会教育長	愛知県商工会連合会会長
愛知県市長会長	公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長
愛知県町村会長	愛知県青少年育成県民会議会長
公益社団法人愛知建築士会会長	愛知県女性団体連盟会長
愛知県セルフガード協会会長	公益財団法人愛知県老人クラブ連合会会長
一般社団法人愛知県警備業協会会長	日本労働組合総連合会愛知県連合会会長
一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長
一般社団法人不動産協会中部支部長	愛知県国公立幼稚園・こども園長会会長
一般社団法人愛知県建設業協会会長	公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長
名古屋駐車協会会長	愛知県小中学校長会会長
中部鉄道協会会長	愛知県公立高等学校長会会長
日本チェーンストア協会中部支部長	愛知県私学協会会長
愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会会長	愛知県国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会会長
中部百貨店協会会長	愛知県小中学校 P T A 連絡協議会会長
愛知県金融機関防犯対策協議会会長	愛知県公立高等学校 P T A 連合会会長
日本貸金業協会愛知県支部事務長	愛知県私立幼稚園 P T A 連合協議会会長
愛知県自動車盗難等防止協議会会長	愛知県地域安全研究会会長
愛知県自転車モーター商協同組合理事長	公益財団法人暴力追放愛知県民会議理事長
愛知県自動販売防犯対策協議会会長	公益社団法人被害者サポートセンターあいち会長
愛知県石油商業組合理事長	

(51名・順不同)



「アンキーくん」

◆安全なまちづくりシンボルマーク

【夏の安全なまちづくり県民運動事務局】

○愛知県県民生活部地域安全課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6176(ダイヤルイン)

○愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

電話 052-951-1611(代表)

○(公社)愛知県防犯協会連合会

〒466-0054

名古屋市昭和区円上町26番15号

電話 052-871-2110

27建企第159号
平成27年7月1日

公益社団法人 愛知建築士会
会長 廣瀬 高保 様

愛知県建設部建設企画課長

愛知県建築工事品質管理要領（資材編、施工編）等の運用について（通知）

いつも愛知県の建築事業にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、「愛知県建築工事品質管理要領（資材編、施工編）」及び「施工計画書作成の手引（建築工事編）」を改めましたので通知します。

また、本要領等は下記URLで公表しています。

記

URL (<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kiyun.html>)

担 当

建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

27建企第163号

平成27年7月1日

公益社団法人 愛知建築士会
会長 廣瀬 高保 様

愛知県建設部建設企画課長

公共建築工事特記仕様書等の改訂について（通知）

日頃は本県の建設行政につきまして、御理解と御協力いただき御礼申し上げます。
この度、「公共建築工事特記仕様書」及び「公共住宅建設工事特記仕様書」を改訂し、
愛知県が7月16日以降に発注する工事より適用することとしましたので通知します。
なお、本特記仕様書は下記ホームページで公表しています。





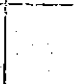
記

URL (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/ki_jyun.html)

担 当

建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

会長	専務理事	事務局長	次長	係長	担当
					

平成27年 6月29日

各位

建築物防災推進協議会

防火設備定期検査報告マークの募集について（ご案内）

拝啓 貴職におかれましては時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

現在、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の定期調査、建築設備・昇降機等の定期検査に関して、それぞれ定期調査・検査報告マークが制定・活用されています。

平成26年6月の建築基準法の一部改正（平成28年6月までに施行）によって、火災時の避難に重要な役割を果たす防火設備（防火扉、防火シャッター等）の定期検査報告制度が創設されることとなりました。

これに伴い、本協議会では、防火設備の定期検査についても防火設備定期検査報告マークを制定することとし、別紙「防火設備定期検査報告マーク募集要項」によりマークデザインを募集いたします。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、本募集要項を貴ホームページにご掲載いただくなど、広くご周知賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お問合せ先 建築物防災推進協議会
 事務局：一般財団法人日本建築防災協会 奥出
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20
 虎ノ門 YHK ビル 3F
 TEL 03-5512-6453 FAX 03-5512-6455

募集要項をPDFで希望の方は以下へメール願います。

メールアドレス：okude@kenchiku-bosai.or.jp



防火設備定期検査報告マーク募集要項

建築物防災推進協議会

目的

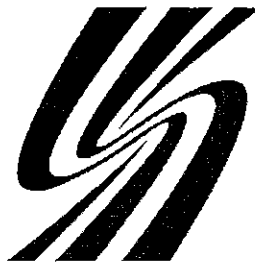
平成26年6月の建築基準法の一部改正（平成28年6月までに施行）によって、火災時の避難に重要な役割を果たす防火設備（防火扉、防火シャッター等）の定期検査報告制度が創設されました。現在、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の定期調査、建築設備、昇降機等の定期検査に関して、それぞれ定期調査・検査報告マークが制定されています（参考参照）。これらと同様に防火設備の定期検査についても防火設備定期検査報告マーク（仮称）を作成し、一般の人に分かりやすいマークを防火設備に表示すること等により、防火設備の定期検査報告制度を普及啓発することを目的としています。

（参考）既存の定期報告マーク



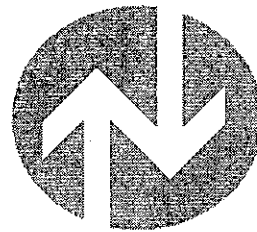
特殊建築物等

〔 不特定多数の者が利用する
劇場、百貨店等 〕



建築設備

〔 換気設備、排煙設備
非常用照明装置等 〕



昇降機等

〔 エレベーター、
エスカレーター等 〕

募集するマークの条件

1. 防火設備の検査がなされていることを表すマークとして、一般の人が見て分かりやすいデザインとしてください。
2. このマークは、定期検査報告を実施した防火設備（防火扉、防火シャッター等）に表示したり、建築物の人目に付く所等に表示することを想定しています。また、防火設備定期検査報告制度の普及啓発ポスター、パンフレット等に活用する予定です。
3. 使用する色 印刷等で1色にすることができることを考慮してください。
4. サイズ 3～10cm程度の正方形を想定しています。

応募資格

個人、団体問わず、どなたでも応募できます。応募デザイン数に制限はありません。

応募方法

応募ファイルは、電子メールの添付ファイルとして応募先まで送付ください。そのファイルの構成は、次の通りとしてください。

1. ファイルの構成

PDF のファイルで A4 サイズとし、次の項目を記載ください。

- ①表題 「防火設備定期検査報告マークへの応募」と記載してください。
- ②マークの大きさ 15 cm 四方にマークを入れてください。マークデザインの意図を 200 文字以内で記載してください。1 ファイルには 1 デザインとしてください。
1 ファイルに複数のデザインがある場合は、応募受付をいたしません。
- ③連絡先等 (2. 応募者の連絡先の記載) に従って記載してください。
- ④ファイルサイズ 1 ファイルで 1 MB 程度としてください。

2. 応募者の連絡先の記載

- ①団体名 (個人での応募の場合は不要) 及び個人名 (団体の場合は、代表者名)
- ②郵便番号及び住所 (団体の場合は、団体名、部署名も記載ください。)
- ③電話番号 (平日昼間に連絡が付き電話番号を記載してください。団体で代表者と異なる方を連絡先にする場合は、受信者の氏名、部署名も記載してください。)
- ④電子メールアドレス (団体の場合は、代表者及び受信者の 2 名分を記載してください。)

3. PDF ファイルのファイル名は、次のようにしてください。

防火設備マーク (応募者氏名) 1.pdf ←複数申込の場合の通し番号 1 番のファイル

4. 電子メール送付方法

複数申込の場合、1 つのメールには、3 ファイルを限度としてください。(3 MB 程度を限度としてください)

応募先及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2 丁目 3 番 20 号 虎ノ門 YHK ビル 3 F

一般財団法人日本建築防災協会 防火設備マーク係

電話 03-5512-6453 FAX 03-5512-6455

メールアドレス : gyoumu@kenchiku-bosai.or.jp

締め切り 平成27年10月30日(金)

選考方法 防火設備定期検査報告マーク選定委員会で選考します。

なお、選考に関するお問い合わせには、一切応じることができませんのでご了承ください。

結果の発表 平成28年2月頃 一般財団法人日本建築防災協会のホームページ

(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>) に掲載いたします。また、受賞者には直接連絡いたします。

賞および賞金 最優秀賞 1点 10万円 (高校生以下は図書カード)
優秀賞 3点以内 3万円 (高校生以下は図書カード)

応募規程

入賞作品は、他では使用することができません。入賞作品、応募作品について、次のことを承諾の上、応募ください。

1. 応募作品は、自作で未発表のデザインであること。また、入賞作品が既に発表されているデザインと同じもの、又は酷似していることが判明した場合には、入賞を取り消します。
2. 入賞作品の著作権及び知的財産権は、一般財団法人日本建築防災協会に無償で譲渡することとし、一般財団法人日本建築防災協会に帰属することとします。
3. 最優秀賞作品について、一般財団法人日本建築防災協会が商標権等の知的財産権の登録申請をすることとします。
4. 入賞作品について、著作者人格権を行使しないこととします。
5. 入賞作品について、最終デザインとして修正、変更する場合があります。
6. 入賞作品以外の応募作品の著作権及び知的財産権は、応募の電子メール送付時から結果の発表の日までは一般財団法人日本建築防災協会に帰属し、結果の発表の翌日以降は応募者に帰属します。
7. 応募作品が第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合は、その作品の応募者は一切の費用を負担し、責任を持って処理し、解決すること。紛争が生じた場合は、応募作品から除外します。
8. 電子メールで送信中に事故等で送達されなかった場合、不可抗力の事故及び何らかの障害で送達されたデータが開けない等の場合は、主催者は一切の責任を負いません。

9. 個人情報の取扱い

応募された際の個人情報、応募作品の審査及び発表、入賞者の発表、連絡、賞金の送付にのみ使用し、それ以外の目的については、応募者本人の同意がある場合を除き、第三者には提供いたしません。

10. 本規程に取り決めのない事項については、主催者の判断によります。

主催者 建築物防災推進協議会（事務局：一般財団法人 日本建築防災協会）

建築物防災推進協議会会員（順不同）

代表	菅原 進一 東京理科大学教授	
会員	一般財団法人 日本建築防災協会	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
	一般財団法人 日本建築センター	公益社団法人 日本建築士会連合会
	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	公益社団法人 ロングライフビル推進協会
	一般社団法人 日本建設業連合会	日本建築行政会議
	一般社団法人 北海道建築士事務所協会	一般財団法人 北海道建築指導センター
	一般財団法人 岩手県建築住宅センター	一般財団法人 秋田県建築住宅センター
	一般財団法人 宮城県建築住宅センター	一般社団法人 東北ブロック昇降機検査協議会
	一般財団法人 にいがた住宅センター	一般財団法人 埼玉県建築安全協会
	一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会	一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会
	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
	一般社団法人 東京都昇降機安全協議会	一般財団法人 神奈川県建築安全協会
	一般財団法人 長野県建築住宅センター	一般財団法人 石川県建築住宅センター
	一般財団法人 愛知県建築住宅センター	一般社団法人 中部ブロック昇降機等検査協議会
	一般財団法人 大阪建築防災センター	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
	一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会	一般財団法人 なら建築住宅センター
	一般財団法人 和歌山県建築住宅防災センター	一般財団法人 島根県建築住宅センター
	一般社団法人 中国四国ブロック昇降機検査協議会	一般財団法人 福岡県建築住宅センター
	一般社団法人 大分県建築士会昇降機センター	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構
	一般財団法人 宮崎県建築住宅センター	一般財団法人 熊本県建築住宅センター
	一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター	一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会
	一般社団法人 沖縄県電気管工事業協会	

応募例

防火設備定期検査報告マークへの応募

15 cm × 15 cm
ここにマークデザインを入れる

デザインの意図（200文字以内で記入してください。）

①団体名または氏名：

②住所：

③電話番号：

④メールアドレス：